

様

定期巡回・随時対応サービス(訪問看護利用)

重要事項説明書

社会医療法人社団 順心会

順心会訪問看護ステーション別府

〒675-0122 加古川市別府町別府861-5

代表 理事長 栗原 英治
管理者 狩俣 めぐみ
電話 (079)451-5104
FAX (079)451-5103

重要事項説明書

定期巡回・随時対応サービス(訪問看護利用)

1、事業所の概要

事業所	順心会訪問看護ステーション別府
所在地	〒675-0122 加古川市別府町別府861-5
提供可能サービスおよび事業所番号	訪問看護 2862290265号
管理者および連絡先	狩俣 めぐみ 079(451)5104
サービス提供地域	加古川市・高砂市・播磨町・稲美町・明石市

2、事業所の職員体制

職種	従事するサービス種類・業務	人員
管理者	管理・訪問看護	1名
看護師	訪問看護	4.5名(常勤 3名:管理者含む、非常勤 2名)
理学療法士	訪問リハビリ	1.1名(常勤 1名、兼務 2名:週1日)
作業療法士	訪問リハビリ	1名(常勤 1名)
言語聴覚士	訪問リハビリ	0.1名(兼務 1名:週1日)
事務員	事務	0.5名(非常勤 1名)

3、営業時間

- ・平日 (月～金) 9:00～17:00
- ・年末、年始 (12月30日～1月3日) 「祝祭日」の扱いになります。

4、サービス利用料および利用者負担

定期巡回・随時対応サービス(訪問看護利用)

(1)介護保険の適用を受けて利用する利用料(1か月あたり)

	介護保険1割負担	介護保険2割負担	介護保険3割負担
要介護1～4	2961	5922	8883
地域加算	3023	6046	9069
要介護5	3754	7508	11262
地域加算	3833	7666	1150
緊急対応加算	600	1200	1800
地域加算	613	1225	1837
提供体制加算	50	100	150
地域加算	51	102	156

(2)その他

① 交通費

通常のサービス提供地域以外のみ、所定の交通費(実費相当)が必要となります。

② 自己負担金

できるだけ口座引き落としを御利用下さい。

(サービス提供月の次月末27日にお振替させていただきます)

*利用者負担は、「法定代理受領(現物給付)」の場合について記載します。

*居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には一旦利用者が利用料(10割)を支払い、その後、市町村に対して保険給付分(7～9割)を請求することになります。

5、キャンセル

利用者がサービスの利用を中止する際には、速やかに所定の連絡先までご連絡下さい。
 前日または当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けますのでご了承下さい。
 (但し、容体の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合のキャンセル料は不要です。)

* キャンセル料

定期巡回・随時対応サービス(訪問看護利用)

サービス利用の前々日まで	無 料
サービス利用の前日まで	利用者の負担金の50%
サービス利用の当日	利用者の負担金の100%

6、相談窓口・苦情対応の窓口

ご相談や苦情などがございましたら、事業所の窓口まで遠慮なくお申し出ください。
 事業所以外での相談窓口は、下記のとおりです。

相談窓口・苦情対応の窓口		対応時間
当事業所お客様相談コーナー	電話(079)438-4565	9:00~17:00
	FAX(079)430-5152	
管理者 氏名	狩俣 めぐみ	
兵庫県国民健康保険団体連合会(国保連) 神戸市中央区三宮1丁目9-1-1801号	電話(078)332-5601	9:00~17:00

7、高齢者虐待防止のための対応について

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(H18.4.1)が施行され
 関係機関として高齢者虐待を早期に発見する努力義務が課せられました。
 当事業所は、指針を整備し、定期的な研修を実施しております。

* 加古川市の相談・通報窓口

加古川市役所高齢者支援課	電話(079)427-9208	9:00~17:00
	FAX(079)424-1322	

8、秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)</p>

9、暴力等の対策について

暴力とは、危害を加える要素を持った行動(言語的なもの、自己への攻撃も含まれる)で容認できないと破断されるすべての脅威を与える行為をいう。

- ①身体的暴力 ②精神的暴力 ③セクシュアルハラスメント ④その他(悪質クレーム、ストーカー行為)

暴力等による解約について	①事業所は、上記内容の暴力等が生じた場合は、訪問看護を解約もしくは、担当者を 変更することがあります。 ②暴力等の行為の事例は、別紙にて説明します。その内容は、サービスの適正な範囲(提供できるサービスとできないサービスについても含まれています)。 ③事業者は、職員と利用者の双方が暴力等の行為をしないことを相互的な義務として説明し、同意を得ます。
--------------	---

10、説明確認

サービス契約の締結にあたり、西暦 年 月 日

定期巡回・随時対応型サービス(訪問看護)利用契約書・重要事項を説明しました。

説明者 ()

定期巡回・随時対応型サービス(訪問看護)利用契約書

第1条 【定期巡回・随時対応型サービス(訪問看護)の目的および内容】

1. 利用者が、ご家庭で、能力に応じ自立した日常生活を過ごせるよう訪問看護を行います。
2. サービスの内容は、要介護状態の利用者様の病状などの観察、療養、看護、介護方法のアドバイスや清潔食事、排泄などをケアします。また、床ずれの予防・処置、医療的な管理、終末期ケアその他主治医の指示に基づく診療の補助を行います。

第2条 【契約期間】

1. この契約の契約期間は、令和 年 月 日から6カ月とします。
2. 契約利用者からの解約意思表示がない場合は、同一内容で継続します。

第3条 【個別サービス計画等】

1. 利用者とケアマネージャーが相談して「ケアプラン」が作成されます。このケアプランに沿って「個別サービス計画」を作成します。利用者に説明後、内容が了承・確認されましたら訪問看護サービスが提供されます。
2. 「個別サービス計画」の変更は、「ケアプラン」の範囲内であれば可能です。変更を更に希望される場合は連絡下さい。

第4条 【サービス提供の記録等】

1. 訪問看護サービスが始まりましたら、「訪問看護経過記録」にサービスした内容などを記入します。
2. 「訪問看護経過記録」は整理して、一ヶ月ごとにサービス提供の状況、目標達成の状況などを主治医にも報告させていただきます。
3. 「訪問看護経過記録」は5年間保存していますので、希望があれば、「訪問看護記録開示申請書」を提出していただき、当ステーションで閲覧できます。(開示には手数料が発生します)

第5条 【利用者負担金およびその滞納】

1. 訪問看護サービスの利用料金(利用者負担金)は、「重要事項説明書」を参照下さい。
2. 利用料金を2ヵ月分以上滞納した場合は、1ヵ月以上の期間を定めて利用料金の支払い催促を行います。更に、期間満了までに滞納した場合は、契約解除を催促いたします。
3. 催促した場合、利用者の日常生活の維持を考慮し、ケアマネージャーにサービス計画の変更や介護保険外の公的サービスの利用などについて調整いたします。
4. 催促にも応じられなかった場合、または期間が満了した場合は文書により契約解除を通告いたします。

第6条 【利用者の解約権】

利用者は、いつでも契約を解除することができます。この場合1週間以上前までに連絡下さい。

第7条 【事業者の解約権】

利用者の著しい不信行為でサービスの継続が困難になった場合、ケアマネージャーに相談し、その理由を記載した文書により、この契約を解除させていただきます。

第8条 【契約の終了】

次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了いたします。

1. 利用料金の滞納で契約解除の意思表示がなされたとき。
2. 利用者からの解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
3. サービス提供事業者から契約解除の意思表示がなされたとき。
 - ①暴言、暴力、ハラスメント行為の発生等によりケアを適切に提供できない状況になった時(別紙:訪問看護ステーションからのお願いを参照下さい。)
 - ②利用者またはその家族が提供事業者に対しこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合
4. 次の理由で利用者にサービスを提供できなくなったとき。
 - ①利用者が介護保険施設や医療施設に入所または入院したとき。
 - ②利用者について、要介護認定が受けられなかったとき。
 - ③利用者が死亡したとき。

第9条 【損害賠償】

訪問看護の提供にあたって、万が一事故が発生し、利用者または家族の生命、身体、損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、損害を賠償します。財産に但し、利用者または家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減じます。

第10条 【秘密保持】

訪問看護の提供にあたって知り得た、利用者または家族の秘密・個人情報や身体など正当な理由がある場合を除いて、契約中および契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

第11条 【苦情対応】

1. 利用者は提供されたサービスに不服がある場合には、事業者、ケアマネージャー、市町村または国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し立てることができます。
2. 苦情の申し立て、または相談があった場合には迅速かつ誠実に対応します。
3. 利用者が苦情を申し立てなどを行ったことを理由として、何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

第12条 【契約外条項等】

1. この契約および介護保険などの関係法令で定められていない事項については、介護保険法、その他関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者の協議により定めます。
2. この契約書は、介護保険法に基づくサービスだけを対象としたものですのでそれ以外のサービスを利用者が希望する場合には、別途の契約が必要になります。

第13条 【サービス提供責任者】

1. サービス提供責任者は「狩俣めぐみ」です。サービスについての相談や不満がある場合には、いつでも連絡下さい。
2. サービスを提供する主な看護師は交代制となっております。